

朝霞市議会懲罰特別委員会

日時 令和6年6月14日（金）午前10時5分開会
 場所 第2委員会室
 事件

(1) 正副委員長の互選について

出席者

遠藤光博	委員	長	小池貴訓	副委員	長
田原亮	委員		西明	委員	
野本一幸	委員		獅子倉晴	委員	
ごん純一	委員		利根川仁	委員	
田辺淳	委員		石川啓	委員	
黒川滋	委員				

欠席者

(なし)

傍聴議員

本田麻希子	議員	駒牧容子	議員
飯倉一樹	議員	渡部竜二	議員
高堀亮太郎	議員	兼本尚昌	議員

委員会に出席した事務局職員

太田敦子	事務局	長	菊島隆一	事務局	次長
松原陽子	議会	総務	柴沼勇太	議事	係長
矢澤宏人	議事	係主	熊谷祐樹	議事	係主任

○野本一幸臨時委員長 年長のゆえをもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。どうぞ
よろしく願います。

ただいまから懲罰特別委員会を開きます。

(午前10時5分)

○野本一幸臨時委員長 これより、委員長選挙を行います。

まず、選挙の方法について、投票によるか、それとも指名推選によるか、御協議いただき
たいと思います。

この際、暫時休憩します。

(午前10時5分)

○野本一幸臨時委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時6分)

○野本一幸臨時委員長 お諮りします。

委員長選挙の方法については指名推選にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野本一幸臨時委員長 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、臨時委員長の私が指名することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野本一幸臨時委員長 御異議なしと認めます。

よって、臨時委員長の私が指名することに決しました。

委員長に遠藤委員を指名します。

お諮りします。

ただいま臨時委員長の私が指名した遠藤委員を委員長の当選人と定めることに御異議ござ
いせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野本一幸臨時委員長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した遠藤委員が委員長に当選されました。

それでは、委員長に当選された遠藤委員に就任の御挨拶をお願いします。

○遠藤光博委員長 それでは、ただいま御推挙いただきました遠藤です。

委員長としてしっかり務めていきたいと思いますので、御協力よろしく願います。

○野本一幸臨時委員長 どうもありがとうございました。

それでは、委員長と交代します。

この際、暫時休憩します。

(午前10時8分)

○遠藤光博委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時8分)

○遠藤光博委員長 これより、副委員長選挙を行います。

まず、選挙の方法について、投票によるか、それとも指名推選によるか、御協議いただきたいと思います。

この際、暫時休憩します。

(午前10時9分)

○遠藤光博委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時9分)

○遠藤光博委員長 お諮りします。

副委員長選挙の方法については、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、委員長の私が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長の私が指名することに決しました。

副委員長に小池委員を指名します。

お諮りします。

ただいま委員長の私が指名した小池委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した小池委員が副委員長に当選されました。

それでは、副委員長に当選された小池委員に就任の御挨拶をお願いします。

○小池貴訓副委員長 改めましてこんにちは。

副委員長に指名の推薦をいただきまして、誠に私、光荣だと思っております。

こちらの懲罰委員会、朝霞市始まって以来だと思っておりますが、遠藤委員長をしっかりと支えていき、副委員長のこちらの役目を全うしていきたいと思っておりますので、皆さん、どうぞよろしくお願いたします。

○遠藤光博委員長 ありがとうございます。

この際、暫時休憩します。

(午前10時10分)

○遠藤光博委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時21分)

○遠藤光博委員長 以上で、本委員会を終了します。

(午前10時21分)

◎懲罰特別委員長